

令和7年度佐賀県消費者団体活動等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域全体の消費者問題への対応力向上を図るため、県内で消費者問題に関する広報啓発等の自主的な取組を行う市民社会組織（特定非営利活動法人、市民活動・ボランティア団体、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAなどの組織をいい、以下「CSO」という。）等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助の対象者（以下「補助事業者」という。）は、佐賀県内に所在し、県内で活動するCSO等とする。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や、政党を推薦、支持、反対することを目的とする団体、暴力団又はその構成員の統制下にある団体は除く。

- 2 当該事業者が適格消費者団体を目指す団体である場合、または適格消費者団体であり適格消費者団体としての活動をよりよくするために必要な補助を希望する場合は、別途、「令和7年度適格消費者団体等活動推進事業費補助金交付要綱」を定め、この要綱に基づいて補助を行うものとする。

(補助事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、消費者問題へ自主的に取り組む事業で、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 消費者トラブルの未然防止のための広報啓発等、地域の消費生活に係る課題の解決や消費生活の安定及び向上に資する事業
- (2) 事業終了後においても取組みの継続が行われることとなる事業

- 2 補助事業は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 施設及び設備の設置等を主たる目的としたもの
- (2) 調査研究、計画策定等を主たる目的としたもの
- (3) 物品販売等の営利を目的としたもの
- (4) 事業の内容及び効果が特定の者のみに寄与するもの
- (5) 政治又は宗教を目的とするもの
- (6) 地域の交流行事や親睦会などのイベント
- (7) 他からの委託を受けて行う事業

(交付の対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、別表第1に定めるものを除いた経費（以下「補助対象経費」という。）とする。この場合において、事業収益金その他の収入が見込まれるときは、補助対象経費から当該収入を控除した額とする。

- 2 補助事業の種類及び補助率は、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。
- 2 補助事業者は前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。
- 4 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は15日とする。

(補助金の交付の条件)

- 第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助事業に要する経費の30パーセント以内の増減で補助金額に影響を及ぼさない変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、別紙（「佐賀県ローカル発注促進要領」（平成27年10月2日付））のとおり県内企業と契約するように努めなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

- 第7条 知事は、補助事業遂行の状況に関し、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業遂行の状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

- 第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後1月以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日（第6条第1項第4号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、承認を受けた日から10日以内）とする。
- 3 第5条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提

出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第5条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第4号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 この補助金は、概算払で交付することができるものとする。

- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第5号のとおりとする。
- 3 規則第15条第2項に規定する補助金交付請求書は、様式第6号のとおりとする。

（補助金交付決定の取消し等）

第10条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、補助事業者が第2条の規定に該当しないことが判明したときは、前項の規定を準用する。

（その他）

第11条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別表第1（第4条関係）

補助金交付の対象とならない経費	備 考
食糧費	
施設等の整備費及び設備備品の購入費	

※ 上記費目に該当しない場合でも、事業の全部を外部に委託する場合の委託費に該当する経費は補助対象経費とならない。

別表第2（第4条関係）

補助事業の種類	補助率
<p>1 消費者団体活動支援事業（以下のいずれか1つ以上を実施するものとする。）</p> <p>（ア）消費者教育・啓発講座等の実施 地域における消費者被害の実態及び消費者問題への関心を踏まえた、消費者教育、啓発講座、シンポジウム等の実施</p> <p>（イ）消費者教育・啓発用資料の作成 消費者教育や消費者問題の広報・啓発に用いる広報誌、パンフレット、リーフレット、ビデオ、DVD等の作成</p> <p>（ウ）その他、消費者問題についての周知や理解を深めるための事業</p>	定額（上限65万円）
<p>2 消費生活相談員資格取得支援講座実施事業（以下のすべてを実施するものとする）</p> <p>（ア）消費生活相談員資格取得支援講座の実施 消費生活における知識をある程度持っている方を対象に、専門的な知識を得てもらうため10日間以上の講座を県内2か所で開催 講座受講者は、原則として、今年度実施される「消費生活相談員資格試験」の受験を前提とし、同試験の受験の有無及び合否について県は追跡調査を行う</p>	定額（上限245万円）

備考 補助金の額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

様式第1号（第5条関係）

番 号
年 月 日

佐賀県知事 山口 祥 義 様

住 所
団 体 名
代 表 者 役職名
氏 名

令和7年度消費者団体活動等支援事業補助金交付申請書

令和7年度において、下記のとおり消費者団体活動等支援事業を実施したいので、〇〇〇〇〇〇〇事業補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び令和7年度佐賀県消費者団体活動等支援事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書（別紙1）
- 2 収支予算書（別紙2）

(別紙1)

事業計画書

事業名	
事業主体	
事業の目的	
事業内容	(実施期間) (実施地域) (実施項目・具体的な内容) ・令和7年度 ・令和8年度以降
事業実施スケジュール	・令和7年度 ・令和8年度以降
予想される成果・効果	
その他特記事項	

(別紙2)

収 支 予 算 書

		区 分	予算額 (千円)	
収 入		消費者団体活動支援事業補助金		
	自己資金	CSO等負担金		
		寄付金、企業協賛金		
		その他		
	事業収益金 その他の収入	事業収益金		
		入場料、参加料		
		その他		
			合 計	

		区 分	予算額 (千円)	内 訳
支 出				
		合 計		

佐賀県知事 山 口 祥 義 様

住 所
団 体 名
代 表 者 役職名
氏 名

令和7年度消費者団体活動等支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知のあった〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業については、下記のとおり 金 円の追加（減額）交付決定を受けたい（事業内容及び経費の配分を変更したい）ので、佐賀県補助金等交付規則及び令和7年度佐賀県消費者団体活動等支援事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業計画書（別紙1）
- 3 収支予算書（別紙2）
- 4 その他必要な書類

（注）関係書類は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を比較できるよう記載すること。

佐賀県知事 山口 祥 義 様

住 所
団 体 名
代 表 者 役職名
氏 名

令和7年度消費者団体活動等支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知のあった〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業については、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び令和7年度佐賀県消費者団体活動等支援事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績書（別紙1）
- 2 収支決算書（別紙2）
- 3 その他必要な書類

(別紙1)

事業実績書

事業名	
事業主体	
事業内容	(実施期間) (実施地域) (実施項目・具体的な内容)
事業実施の成果・効果	
今後の事業展開 (活用方針)	
その他特記事項	

(別紙2)

収 支 決 算 書

	区 分		予算額(円)	決算額(円)	増減(円)	
	収 入	消費者団体活動支援事業補助金				
自己 資金		CSO等負担金				
		寄付金、企業協賛金				
		その他				
事業 収益 金 その 他の 収入		事業収益金				
		入場料、参加料				
		その他				
合 計						

	区 分	予算額 (円)	決算額 (円)	増減(円)	内 訳			
					項 目	予算額 (円)	決算額 (円)	増減(円)
支 出								
	合 計							

(注) 収支の明細がわかる資料を添付すること。

様式第4号（第8条関係）

番 号
年 月 日

佐賀県知事 山 口 祥 義 様

住 所
団 体 名
代 表 者 役職名
氏 名

令和7年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知のあった〇〇〇〇〇
〇〇〇補助金について、佐賀県補助金等交付規則及び令和7年度佐賀県消費者団体活動
等支援事業補助金交付要綱の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 佐賀県補助金等交付規則第13条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注） 参考となる資料を添付すること。

様式第5号（第9条関係）
（精算払の場合）

番 号
年 月 日

佐賀県知事 山 口 祥 義 様

住 所
団 体 名
代 表 者 役職名
氏 名

令和7年度消費者団体活動等支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び令和7年度佐賀県消費者団体活動等支援事業補助金交付要綱の規定により請求いたします。

記

請求金額 金 円

<振込先>
金融機関名
支店名
口座種別 普通 ・当座
口座番号
（フリガナ）
口座名義人

様式第6号（第9条関係）
（概算払の場合）

番 号
年 月 日

佐賀県知事 山 口 祥 義 様

住 所
団 体 名
代 表 者 役職名
氏 名

令和7年度消費者団体活動等支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知のあった〇〇〇〇〇〇
〇〇〇補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び令和7年
度佐賀県消費者団体活動等支援事業補助金交付要綱の規定により請求いたします。

記

請求金額	金	円
内訳	交付決定額	金 円
	交付済額	金 円
	今回請求額	金 円
	残 額	金 円

<振込先>

金融機関名

支店名

口座種別 普通 ・当座

口座番号

（フリガナ）

口座名義人